

個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、当健康保険組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健保組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当健康保険組合までお申し出ください。組合規約及び個人情報保護管理規程に基づき対応させていただきます。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

- (1) 「医療費のお知らせ」を本人分家族分まとめて発行します。
- (2) 「給付金支給決定通知書」を本人分家族分まとめて発行します。
- (3) 「負傷原因のご照会」を被保険者宛に行います。
- (4) 「ジェネリック医薬品差額通知」を被保険者宛に行います。